

フコク生命は開かれた経営に努めております。

● 相互会社の仕組み／総代会

相互会社の仕組みについて

生命保険会社の会社形態には「相互会社」と「株式会社」の2つがあり、フコク生命は相互会社です。どちらの会社形態であっても、契約者さまの保険契約上の権利義務に違いはありませんが、相互会社は、相互扶助の仕組みによって成り立つ公共性の高い保険事業を営む保険会社だけに認められている会社形態です。

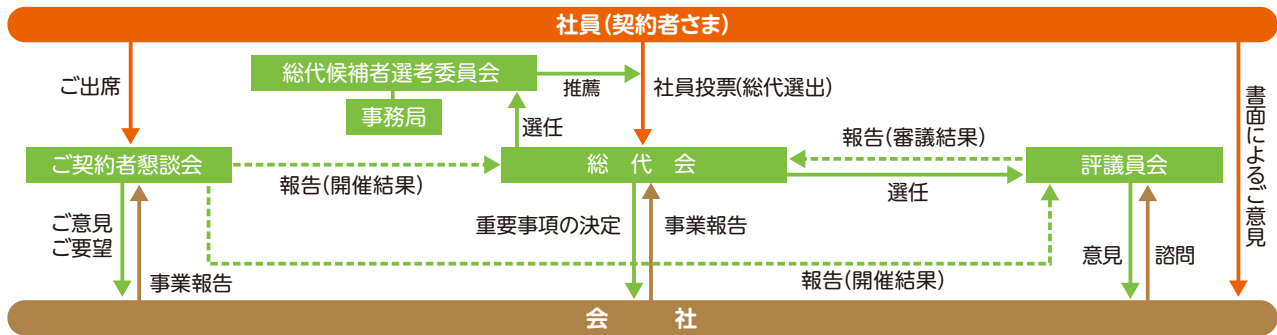
相互会社には「株主」は存在せず、契約者さまが原則「社員*」となり、株式会社における「株主」のように、会社の構成員として会社運営に参加することができます。

また、社員である契約者さまへの利益還元としまして、毎年決算における剰余金に応じ社員配当金の分配が行われます。

なお、平成27年3月末の当社の社員数は、174万4,315名となっております。

当社では、相互扶助の精神にもとづく、公共性の高い生命保険事業を相互会社形態で行うことで、経営理念である「ご契約者の利益擁護」を実現してまいります。

※剰余金の分配のない保険契約のみの契約者さまは、当社定款の定めにより社員とはなりません。



総代会制度について

相互会社の最高意思決定機関は、「社員総会」またはこれに代わるべき「総代会」です。社員に会社の運営に直接参加していただくためには社員総会を開催しなければなりません。社員数が非常に多く、社員総会の開催は事実上困難です。

そこで、社員の中から選出された「総代」により構成される総代会において、事業活動の報告や剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事項を審議・決議しております。株式会社の場合は「株主総会」がこれに当たります。



第93回定時総代会

● 総代会議案および議事録の閲覧

総代会の議案および議事録や主な質疑応答の要旨は、本社および各支社に備え置いてありますので、社員は閲覧することができます。また、当社のホームページにも掲載しております。

● 第93回定時総代会の開催について

第93回定時総代会（平成27年7月2日開催）において、次の事項が報告ならびに決議されました。

報告事項

- Ⅰ. 平成26年度事業報告の件
- Ⅱ. 平成26年度計算書類報告の件
- Ⅲ. 相互会社制度運営報告の件

決議事項

- 第1号議案 平成26年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 社員配当準備金分配の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 評議員9名選任の件
- 第5号議案 取締役11名選任の件
- 第6号議案 監査役1名選任の件

● 総代会の傍聴制度

当社では、社員に会社経営に対するご理解を一層深めていただくため、総代会の傍聴希望者を公募する制度を実施しております。

公募は、総代会開催前の一定期間、本社、支社および営業所などの店頭に掲示するとともに、当社のホームページに掲載する方法で行っております。

総代の選出について

● 総代の定数

総代は社員の中から選出され、総代会に出席して重要事項の審議・決議を行います。

総代の定数は120名です。総代は幅広い社員のご意思が経営に反映されるよう、各都道府県から原則として最低1名が選出され、また、各都道府県の社員数などに応じて、複数の総代が選出されております。総代の任期は4年（重任限度2期8年）です。

当社の社員数は約174万人であり、総代の定数120名は、事業活動の報告や議案の内容を審議・決議するには適正な人数であると考えております。

● 総代の選出方法

当社の総代の選出は、社員のご意思がより広く反映されるよう、総代候補者選考委員会が総代候補者を推薦し、この総代候補者に対して全社員による社員投票（信任投票）を行い確定する方法を採用しております。

なお、当社では社員が総代に立候補する制度は採用しておりません。

具体的には、以下の方法で選出されます。

まず、総代会において総代候補者選考委員が選任されます。この総代候補者選考委員で構成された総代候補者選考委員会は、社員のご意思が反映されるよう、総代候補者選考基準にもとづき、地域・職業・年齢・性別などを勘案して、幅広い社員層から総代候補者を選考します。

次に、推薦に関する公告を行い、選考された個々の総代候補者に対して社員が社員投票（信任投票）を行います。各候補者は、総代として選出に同意しないとすると投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

当社では、この選出方法により、総代としてふさわしい方が選出されると考えております。

● 総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会は、会社が推薦し、総代会で選任された総代候補者選考委員12名以内で構成されます。

総代候補者選考委員会は、社員のご意思が反映されるよう、総代候補者選考基準を定め、幅広い社員層から総代候補者を選考し、推薦に関する公告を行って社員投票（信任投票）を実施します。

なお、当社は、総代候補者選考委員会事務局の事務局長を社外の方から選任することなどにより、総代選出プロセスについて会社からの独立性を確保しております。

総代候補者選考基準

1. 総代候補者の資格基準

- 1)平成26年10月末日時点において、当社の社員（有配当保険に加入のご契約者）であること。
- 2)他の生命保険会社の総代に就任していないこと。
- 3)総代としての重任期間が2期を超えないこと。
- 4)当社の現職役員および従業員でないこと。

2. 総代候補者の適格基準

- 1)生命保険業および当社経営に対し認識と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること。
- 2)社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能であること。
- 3)総代会等への出席等、総代としての十分な活動が期待できること。

3. 総代候補者の構成基準

総代の社員代表機能と経営チェック機能の両面を重視する観点に立ち、幅広い層からの選定を行う。

- 1)社員代表機能の面から、職業・年齢・性別等の要素を考慮した選定を行い、特定の層に偏らないように配慮する。
- 2)経営チェック機能の面から、以下の通り多様な視点から事業および経営への提言やチェックを行うことができる人を選定する。
 - ・消費者、生活者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・経営者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・専門家の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・地域経済の視点から提言、チェックを行うことができる人
- 3) ご契約者懇談会の出席者から一定数の選定を行う。

4. 総代候補者の地域別定数の割当基準

総代候補者の地域別定数は、社員の地域別分布状況等に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、選定過程において、下記割当を変更する場合は、総代候補者選考委員会の承認を得るものとする。

| | | | |
|-----|-------------|----|-------------|
| 北海道 | 7名（現員数7名） | 近畿 | 15名（現員数16名） |
| 東北 | 11名（現員数11名） | 中国 | 9名（現員数9名） |
| 関東 | 44名（現員数43名） | 四国 | 4名（現員数4名） |
| 中部 | 20名（現員数19名） | 九州 | 10名（現員数10名） |

（注）平成28年総代改選時の総代候補者選考基準を記載しています。

評議員会について

評議員会は、会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員のご意思を反映させるため、社員から書面で提出された会社経営に関する事項を必要に応じて審議します。

評議員会は、会社が推薦し、総代会で選任された評議員12名以内で構成されています。評議員は、社員のほか学識経験者を加えることができます。

相互会社の仕組みと運営に関するご意見については、下記までご送付ください。

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命保険相互会社 総務部総務グループ宛

第93回定時総代会での質疑応答

定時総代会では総代の方々よりご意見・ご質問をいただき、それらに対する当社の取組みおよび方針をご説明しています。第93回定時総代会（平成27年7月2日開催）での主な質疑応答は、以下のとおりです。

Q 新しい発想にもとづいた、若い人達が今求める魅力的な保障内容の保険を是非考えていただきたい。

A 若年層向けの商品開発に関してでございますが、この世代は、晩婚化等ライフスタイルの変化や、雇用環境の厳しさを背景とした収入の伸び悩みなどによって「保険離れ」が進んでおり、開拓の難しいマーケットであると認識しております。その一方で、保険に未加入の方が多くということは、それだけ市場開拓の余地が大きいとも言えるため、積極的にアプローチしていくことが重要と考えております。
当社は、このような考えのもと、ニーズに応じて特約を自在に組み合わせることができる「未来のとびら」を主力商品として販売し、死亡保障ニーズが相対的に低い若年のお客さまに対しても、生前給付に重点を置いたプランなど魅力のある保障をご提案することを可能としております。さらに本年4月には、「未来のとびら」の新特約として、公的制度にリンクしたわかりやすい給付条件にもとづいて身体障がいに対する保障を提供する「生活障害保障特約」を発売しましたが、24歳以下のお客さまの契約ではこの特約の付加率が7割を超えていることから、特に若い世代の方々から高い評価をいただいているものと捉えております。
今後も、若年層のニーズに適った保険商品の研究・開発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

Q 昨年10月に奈良支社の新社屋（自社ビル）が竣工したことにより、支社長をはじめ職員全体の業務意欲の高まりが感じられます。他支社においてもこのような新築、増改築などをはじめとした相当規模な事業計画があるのでしょうか。

A 昨年10月奈良市の近鉄奈良駅近くに自社使用を目的とした奈良フコク生命ビルを新築いたしました。
新社屋の特徴としては、初期の設計段階から女性たちがチームを作り、アイデアを出し合い、議論を重ねて、建物外観は古都・奈良の街並みにふさわしい落ち着いた佇まいを表現するとともに、建物内部は「女性が働きやすい環境」をコンセプトに建築をいたしました。
なお、今年度以降、支社ビル新築の具体的な計画はございませんが、静岡支社ビルをはじめとした既存ビルのリニューアル計画は複数予定されております。
リニューアル計画には、バリアフリー化、トイレなどの水回りの改修やLED照明への切換えなども予定されております。お客さまの利便性および職員の業務意欲向上の一助になるものと期待しております。
今後もお客さまと働く職員の目線に立ち、社屋の新築やリニューアルの計画・実施を心掛けてまいります。

Q 若い人たちが保険に加入する際のきっかけ作りについて、会社としてどう取り組んでいますか。

A 当社がきっかけ作りとして行っている代表的なものに「フコク赤ちゃんクラブ」と「フコク Fan クラブ」がございます。フコク赤ちゃんクラブは、妊娠中または6歳以下のお子さまがいらっしゃるご両親向けに「出産や育児に対する不安を少しでも和らげてもらいたい」との目的で発足した当社の会員制度であり、入会費・年会費は無料です。会報誌の定期発行やメールマガジンの配信など、各種の特典があります。
フコク Fan クラブとは、ご友人やお知り合いをフコク生命の担当者へご紹介いただく方を対象とした会員制度です。フコク Fan クラブの会員は、ご友人やお知り合いの紹介など、所定の条件に応じてたまるポイント（サンクスポイント）をTポイントやお役立ち商品に交換することができます。こちらは今年の4月から開始したサービスで、フコク赤ちゃんクラブと同様に入会費・年会費は無料です。

Q マイナンバー制度に対してどのような準備がされていますか。

A 生命保険事業に関しては、生命保険契約の支払調書提出義務者として、保険契約者・保険金等受取人の個人番号または法人番号を記載した支払調書を税務署に提出いたします。したがって、必要に応じて、ご契約者さま、保険金等受取人さまには、マイナンバーの申告をお願いすることになります。現時点ではお客さまアドバイザーを経由せずに直接郵送での受領を考えており、平成28年1月のマイナンバー利用開始に向け、現在、システムや事務手続を構築中です。
申告いただいたマイナンバーのデータは、高い安全性を確保した単独のデータベースに識別キーとともに保管し、個人の特定が出来ないように、名前などの個人情報は一緒に保管いたしません。また、データにアクセスできる担当者を必要最低限とするともに、PC・個人コード・パスワードによる制限やアクセス記録などで厳重に管理いたします。
なお、マイナンバーのデータは、法にもとづき、不要になり次第消去いたします。

その他のご意見

さまざまな商品があり、たくさんの保険会社がある中で、的確なアドバイスをもらえるようなお客さまアドバイザーが一番です。これからもお客さま目線に立ち、寄り添ってもらえるような方々を育成して欲しいと思います。

他17件

過去に開催された定時総代会での質疑応答につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.fukoku-life.co.jp>

● ご契約者懇談会

ご契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、生命保険や当社の経営内容をお伝えして当社への理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を昭和50年度から全国各地で開催しております。

ご契約者懇談会の開催状況

ご契約者懇談会でのご意見・ご質問などを総代会に反映させるため、平成26年度は、総代会直前の平成27年1月から2月にかけて、全国62のすべての支社で開催しました。

ご出席いただきましたご契約者は1,262名になりました。

ご契約者懇談会では当社の経営方針、業績状況、商品説明などをDVDおよび本社より出席しました役職員により、わかりやすくご説明しました。また、質疑応答時間を十分確保し、ご出席者から多数のご意見やご質問をいただけるようにしました。

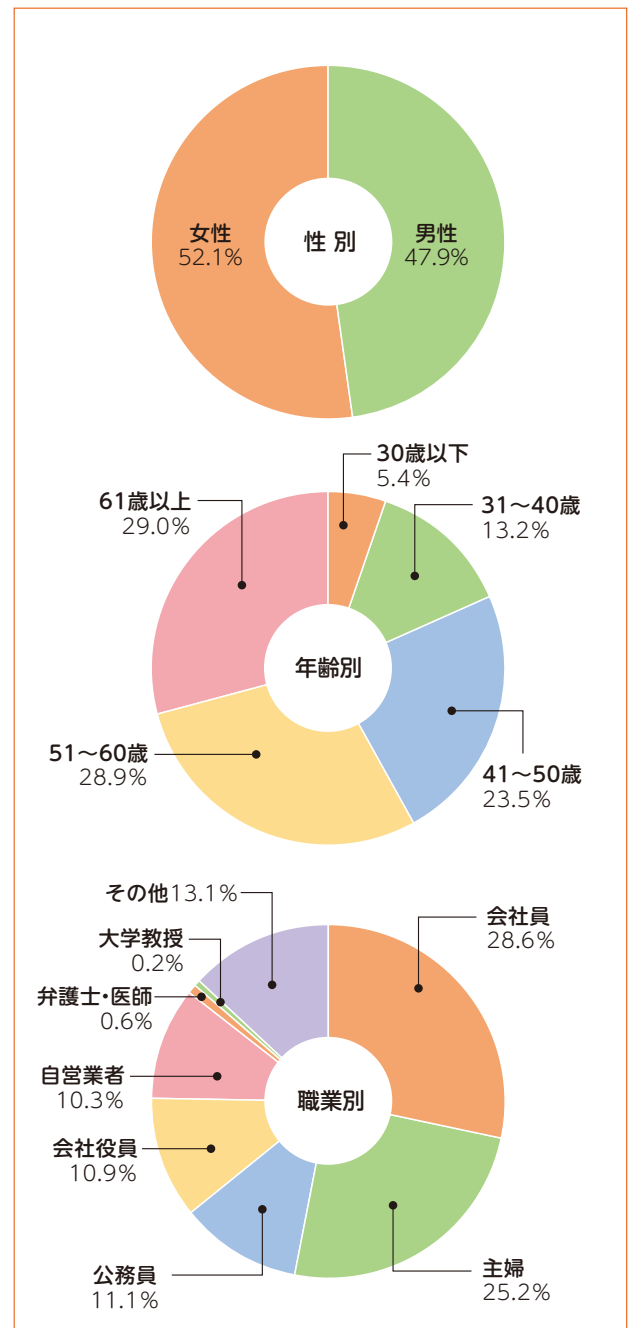
いただきましたご意見・ご質問は、評議員会や総代会にて報告しております。平成26年度は81名の総代も出



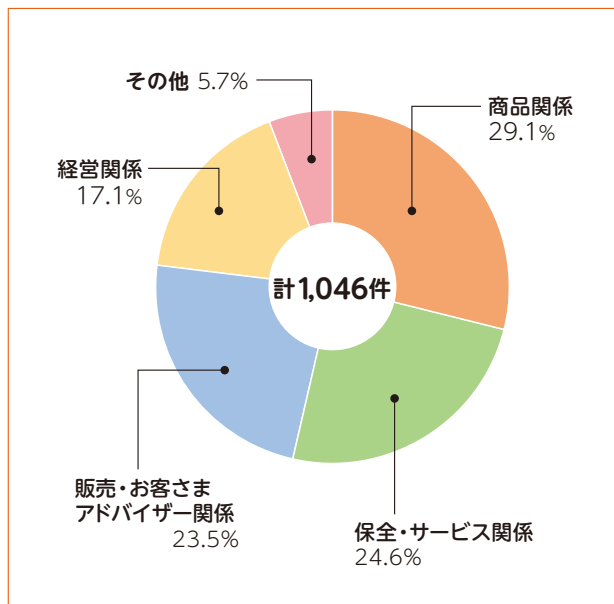
席してご契約者のご意見・ご質問を直接お伺いし、積極的に経営に反映できるように努めております。

ご意見・ご質問の内訳、ご出席者の内訳などは下記に記載し、過去2年間の状況は99ページに記載しております。

■ご出席者の内訳



■ご意見・ご質問の内訳



ご契約者懇談会での主なご意見・ご質問と当社の回答および対応状況

Q 超高齢化社会に対する商品開発の方針を教えてください。

A 今後の生命保険市場においては、医療保険や介護保険など、いわゆる「第三分野」の商品の比重がさらに高まっていくものと思われます。その根拠としては、

- ・ 家族構成やライフスタイルの変化により、お客さまの保険に対するニーズの中心が死亡保障から生きるための保障へと変化してきていること
- ・ 少子高齢化の進展により、健康保険・公的介護保険などの社会保障制度に対する不安感と個人の自助努力に対する関心が高まっていること

が挙げられます。

これに対し、死亡保障は、人口減少などにより市場全体としては縮小の方向にあるものの、個々のお客さま単位で見れば、万一の場合の遺されたご家族の生活保障が重要であることに変わりはなく、このような遺族保障を準備するうえで、生命保険は極めて合理的な手段であると考えられます。

これらのことから、当社では死亡保障と第三分野の保障を効果的に組み合わせることにより、お客さま一人ひとりの状況にあわせてそのリスクをトータルでカバーすることのできる商品をご提供していくことが重要と考えております。そのコンセプトを具現化する商品として「未来のとびら」を平成25年4月に発売いたしました。今後も、お客さまのライフスタイルやニーズの変化を的確に捉えた商品の開発を進めてまいります。

Q インターネットで自分の契約内容を照会したい。

A お客さまの利便性の向上を図ることを目的として、インターネットを通じた契約内容照会サービスを提供しております。このサービスはお客さまが当社ホームページからアクセスし、サービスの利用登録をすることによって、ご加入いただいている契約の内容をインターネット上で確認していただくことができます。サービスは24時間365日利用していただくことが可能です。

Q 海外進出についてどのように考えていますか。

A 現段階では、アジアを中心とした各国の情報収集を行っております。保険と資産運用の両面からアジアに関する情報を収集するため、平成23年7月からシンガポールに拠点を構え調査を行っております。今後もアジアを中心とした海外市場の動向などについて調査を続けていきます。一方、国内の生命保険市場においても、他社との差別化を進めることで成長の余地があると考えております。「お客さま基点」の実践を通じ、国内の生命保険事業に注力してまいります。

Q キティちゃんをもっとアピールしてはどうでしょうか。

A ハローキティには「みんな仲良く」「支えあい 助け合い」というキャラクターメッセージが込められており、生命保険事業を営む当社にとっても共通する理念であるため、当社はハローキティをイメージキャラクターとして、ポスター、パンフレット、チラシ、各種グッズなどに長年起用しております。平成25年度には、新商品『未来のとびら』発売の告知にあたり、人々の心と心のふれあいを大切にしたい友情のメッセンジャーとして親近・共感性の高いハローキティをCMなどで起用しました。

平成26年度においても、お客さまアドバイザーとともにあなたの街のライフパートナーとして安心をお届けする存在として全国62支社のオリジナルご当地キティを作成し、ハローキティを活用したお客さまとのコミュニケーションを図っております。